

千葉県一時保護所学習支援業務委託要求水準書

千葉県（以下「委託者」という。）が本業務委託受託者（以下「受託者」という。）に委託する内容は、次のとおりとする。

1 事業名

千葉県一時保護所学習支援業務委託（以下「本委託業務」という。）

2 目的

一時保護所を利用するすべての児童の学習する権利を保障するため、教育を受ける機会を保障し、学習意欲や学力の維持・向上を図ることが必要であり、個々の児童の様々な背景や年齢、特性、学習進度に配慮した学習支援を行うため、本業務を委託する。

3 契約期間

準備期間：契約締結日から令和8年5月31日までの間で、必要に応じて調整する。

業務実施期間：契約締結日から令和9年3月31日

（準備期間に応じて開始日は変動する。）

4 業務内容

千葉県の所管する各児童相談所の一時保護所から要請を受け、一時保護所に学習支援員を派遣し、一時保護所にいる小学1年生～高校3年生の児童（以下「対象児童」という。）に対し、国語、算数（数学）、理科、社会、英語の教科学習の支援を行う。学習に当たっては、各対象児童の学力に合った教材を用いることとし、対象児童のうち、タブレット学習が適している児童に対しては、1人1台タブレット型教材を用いることができるよう、専用端末を各一時保護所に貸与する。

5 就業日時

（1）就業日

3で定めた委託期間のうち、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日とする。

なお、一般的な学校の長期休業期間や一時保護所の行事、感染症等の流行等によって、一時的に派遣を要しない日が発生する。

（2）就業時間

学習支援員の就業時間は、3時間30分とし、始業・終業時間は、委託者や派遣先の児童相談所の一時保護所と協議のうえ決定すること。

6 就業場所及び各派遣人数見込み、タブレット台数

就業場所及び各派遣人数見込み、タブレット台数については、原則として下表のとおりとすること。ただし、対象児童の人数や就業場所の状況、対象児童の状況により調整する必要がある場合は、受託者は、委託者と協議の上、契約金額の範囲内で対応すること。

就業場所	住 所	派遣人数（見込み）	タブレット台数（見込み）
中央児童相談所	千葉市	5	10
印旛児童相談所	印西市	5	6
市川児童相談所	市川市	5	10
柏児童相談所	柏市	5	6
松戸児童相談所	松戸市	5	6
銚子児童相談所	銚子市	4	4
東上総児童相談所	茂原市	4	5
君津児童相談所	君津市	4	3
合計		37	50

(1) 学習支援員の配置にあたっての留意点

ア 派遣場所は各児童相談所の一時保護所であり、詳細は受注後に通知する。

イ 派遣人数は全体で37人とし、各所への派遣数内訳は準備期間に委託者と協議し調整を行うこと。ただし、各所最低1名は配置すること。また、同性職員の支援が必要な対象児童に対応するため、各派遣先の学習支援員は、全員が同性としないようにすること。

ウ 各派遣先には、業務の現場責任者である統括学習支援員を以下に掲げる要件により、1名以上配置すること（統括支援員は学習支援員の中から配置することとして差し支えない）。

(ア) 統括学習支援員は、受託者と協議のうえ決定すること。

(イ) 統括学習支援員の勤務日以外は、学習支援員の中から1名を代行させること。

エ 派遣人数の他に責任者を1名配置し、委託者と連絡を取ることが可能な体制とすること。責任者は、業務従事者への助言・指導を行うとともに、委託者との打ち合わせや会議に参加し、業務の円滑な執行管理を行うものとする。

オ 業務を実施する上で、学習支援員の資質又は態度等が不適切と認められる場合、委託者は、受託者に学習支援員の変更を要求することができるものとし、受託者は、速やかに別の学習支援員に変更すること。ここでいう不適切と認められる場合とは、以下に掲げる事項をいう。

(ア) 対象児童に対し、威圧的な態度をとったり、大きな声を出したりするなど、対象児童を怖がらせる行為

(イ) 対象児童との距離が近いなど、対象児童と適切な距離を取らない

(ウ) 対象児童との個人情報（例：住所、連絡先等）のやり取りを行う行為

(エ) その他、一時保護所としての特性などに照らし、対象児童に悪影響を及ぼす恐れがあると派遣先において判断される行為。

(2) タブレット貸与にあたっての留意点

タブレットは年間を通じて全所で50台用意し、各所へ貸与すること。台数は対象児童の人数により

調整を行うこと。

7 業務の実施方法

(1) 対象児童についての理解

一時保護されている児童は、家庭等で様々な課題を抱えており、かつ家庭や地域から離れた不慣れな場所で生活しているため、不安等から、非常に不安定な精神状態にある。また、児童自身が対人関係や発達上の課題など、複雑な課題を抱えていることも多い。本委託事業実施にあたっては、一時保護の仕組みを含めた児童福祉の現状及び対象児童の状態像などを理解し、児童一人ひとりの状態に合わせた支援を実施すること。

(対象児童の抱える課題の一例) 知的障害、身体障害、発達障害、トラウマ症状等

(2) 業務マニュアル及びタブレット導入配備に係る計画書の作成

適切な業務遂行のため、受託者は、事業開始前に業務マニュアル及びタブレット導入配備に係る計画書を作成し、委託者の確認を受けること。また、受託者は、業務マニュアルに沿った研修を行うなどして、学習支援員に対象児童についての理解の周知徹底をすること。

(3) 支援方法

ア 教材

(ア) 受託者は、タブレット教材(国数学英社理の5教科)を用いて、タブレット学習が適している対象児童(中学3年生～高校3年生を目安とする)に対する学習支援を行うため、Wi-Fi接続が可能な環境を構築すること。

(イ) タブレット教材を用いない対象児童に対しては、対象児童一人ひとりの学力レベルに応じたプリント等の学習教材を用意すること。なお、学習用教材については、対象児童が土曜日・日曜日・祝日にも自主学習に取り組めるよう、派遣先に常備しておくこと。

(ウ) 対象児童の私物及び各児童相談所で用意している教材も併用すること。

イ 指導内容

(ア) 学習支援員は、対象児童が有している基礎・基本の学力を維持(基礎学力が著しく低い児童には学力を向上)できるよう、教材を用いた学習支援等を行うこと。

(イ) 必要に応じて、学校の中間・期末試験や学力テスト等に向けた試験対策を行うこと。また、学校の定期テスト等の派遣先での実施に適宜協力すること。

(ウ) 必要に応じて、中学校・高等学校・大学等受験、高等学校卒業程度認定試験、漢字検定や数学検定、英語検定等に向けた試験対策を行うこと。

(エ) 契約締結後、業務委託開始までに、委託者と学習支援方法について打ち合わせを行うこと。

(4) 事業実施状況の報告等

受託者は、以下の方法により、事業実施状況を報告すること。

ア 受託者は、学習支援員を派遣する1週間前までに、学習支援員の氏名、年齢、性別等、委託者と協議の上決定した事項について記載された名簿を、委託者に提出すること。

イ 受託者は、委託者へ1か月ごとの業務実施状況を報告すること。実績等報告書を作成の上、電子データにて委託者へ提出すること。報告に用いる様式は、事前に委託者の確認を受けること。

ウ 委託者、派遣先の児童相談所の一時保護課職員及び責任者又は統括学習支援員は学習支援の実

施状況の共有や連絡調整のため、必要に応じて定期連絡会を実施し、適宜情報共有を行うこと。
エ 業務終了後に、業務完了報告書を提出し、委託者の検査を受けること。

8 委託料

(1) 委託料上限額

111,628,000円（消費税及び地方消費税を含む）

上記委託金額の上限は、令和8年2月定例千葉県議会において、当初予算案が成立することを前提としたものであるため、予算不成立の場合は、募集や審査を中止したり、契約締結しない場合がある。その場合も、本企画提案への参加に要した経費は企画提案者の負担とする。

(2) 支出対象費目

本委託業務に関する以下の費用については、すべて委託料に含まれる。

ア 人件費

謝金、旅費、業務・通勤災害に係る保険料の事業主負担分

イ 事業費

教材費、通信運搬費、その他本事業に関する諸経費 等

ただし、対象児童の筆記用具、施設使用料、光熱水費は委託者が負担する。

9 業務実施上の留意点

本委託業務実施にあたっては、以下内容を留意し、適正に業務を遂行すること。

(1) 学習支援の要件

ア 学習支援員の要件

学習支援員は、教員免許取得者、児童福祉施設勤務経験のある者、家庭教師等学習支援経験のある者等で、かつ、上記7(1)を満たし、適切な支援を提供できる者とする。

また、性犯罪前科が無いことを誓約書等の書面で誓約していること。

イ 学習支援内容の要件

学習支援にあたっては、対象児童が一時保護（委託）前に有していた基礎・基本の学力を維持（基礎学力習得が不足している児童には学力向上）できる効果的な内容が実施できること。また、一時保護の仕組みを含めた児童福祉の現状及び対象児童の状態像などを理解し、対象児童一人ひとりの状態に合わせた支援及び児童相談所職員との連携を行うこと。なお、学習時間中に派遣先が担当する学習プログラムについて、委託者から依頼された時は、協力すること。

また、一時保護ガイドライン（令和6年3月30日こ支虐第165号こども家庭庁発出）や学習指導要領を踏まえたうえで業務に従事すること。

ウ タブレット端末の要件

(ア) 学習専用のタブレット端末とし、委託者と協議して機能の制限を設けること。

(イ) タブレット端末が破損しないよう、画面の保護シール、カバー等を受託者が装着すること。

(ウ) 納品場所は各児童相談所の一時保護所とする。

(2) 学習支援員に対する研修を実施していること。

ア 受託事業者は、学習支援員に対し、対象施設への派遣前にグループワーク、ファシリテーション

ン、就労支援・引きこもり・不登校・発達障害や、一時保護されている児童の状態像や児童虐待についての理解、法の趣旨及びその背景等に関する研修などを実施して資質向上を図ること。

イ 受託者は、研修に当たっては、事前に、研修内容や資料等について委託者に説明し、了承を得ること。

ウ 事業開始後も、必要に応じ（委託者からの指示による場合を含む）、適宜実施し、委託者が実施する研修等にも参加すること。

（3）本委託業務の一括再委託の禁止

ア 受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

イ ただし、本委託業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、本委託業務の一部を委託することができる。

（4）個人情報の保護

ア 個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報保護の措置を講じること。

イ 対象児童に関する情報については、業務遂行に必要な範囲に限り、必要な期間に対してのみ情報提供するものとする。

（5）守秘義務

「千葉県情報セキュリティ対策基準」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、当該業務に従事しなくなった場合も同様とする。

（6）被措置児童等虐待*の防止

児童福祉法第 33 条の 10 に定める次に掲げる被措置児童等虐待を防止するため、学習支援員に対して十分な研修と指導を行うこと。また、被措置児童等虐待の疑いのある事案が発生した場合は、状況確認や調査に協力すること。

ア 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

イ 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

ウ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前 2 号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設従業者としての養育又は業務を著しく怠ること。

エ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※ 被措置児童等虐待とは、さまざまな事情により家庭での養育が困難であるため保護を要し、施設等への一時保護や入所措置等をされた児童（被措置児童等）に対して、施設職員等が行う虐待を指す。

10 本委託業務の継続が困難となった場合の措置

委託者と受託者との契約期間において、受託者による業務の継続が困難になった場合は、委託者と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

11 その他

本書に明示なき事項、本委託業務の遂行上疑義が生じた場合又は事業の遂行にあたり変更が必要な場合は、委託者と協議の上、本委託業務を実施するものとする。